

## 光市告示第146号

### 光市が発注する建設工事等入札参加者の資格

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、光市が発注する建設工事等の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び当該競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請の時期、方法等を次のとおり定めたので、政令第167条の5第2項及び第167条の11第3項において準用する第167条の5第2項の規定により公示し、平成20年光市告示第3号は廃止する。

平成29年12月1日

光市長 市川 熙

## 1 建設工事等

### (1) 建設工事

建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事

### (2) 測量・建設コンサルタント業務等

ア 測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量

イ 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第19条第3号に規定する建設コンサルタント（以下「建設コンサルタント」という。）の行う業務

ウ 地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項に規定する地質調査

エ 補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項に規定する補償業務（以下「補償関係コンサルタント業務」

という。)

オ 土木関係その他業務

## 2 競争入札参加資格

- (1) 政令第167条の4（政令第167条の11第1項の規定において準用する場合を含む。）に該当しないこと。
- (2) 建設業法第2条第3項に規定する建設業者のうち同法第27条の23第1項の経営事項審査を受けている者
- (3) 測量法第10条の3に規定する測量業者
- (4) 建設コンサルタントのうち土木に関する工事の設計、調査、企画等の業務を営む者
- (5) 建設コンサルタントのうち建築に関する工事の設計、監理等の業務を営む者（建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の登録を受けているものに限る。）
- (6) 地質調査業者登録規程第2条第1項の規定により登録を受けた者
- (7) 補償関係コンサルタント業務を営む者（法律の規定に基づき、営業に関する登録が必要とされる場合にあっては、当該登録を受けた者に限る。）
- (8) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合で、経済産業局長の官公需適格組合の証明を受け、かつ、2の(2)に該当する者
- (9) 国税、都道府県税及び市町村税の納付すべき税額に未納がないこと。
- (10) (1)から(9)までに掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

## 3 申請書類等

### (1) 申請書

資格審査を受けようとする者は、別に定める競争入札参加資格審査申請書及び参加資格の確認のために必要な書類（山口県様式又は国土交通省様式も可とする。以下「申請書等」という。）を市長に提出しなければな

らない。

## (2) 資格者名簿

市長は、申請書等を審査した結果、資格があると認めるときは、競争入札参加資格者（以下「資格者」という。）として、光市建設工事等競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録するものとする。

## 4 資格審査の受付期間及び有効期間

資格審査の受付は、定期及びその中間時とする。

### (1) 受付期間

ア 定期の申請書等の受付は、平成29年度を初年度とし、以降隔年ごとの当該年度直前の2月1日から同月末日まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）を除く。）の期間とする。

イ 中間時の申請書等の受付は、平成30年度を初年度とし、以降隔年ごとの当該年度直前の2月1日から同月末日まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日法による休日を除く。）の期間とする。

### (2) 有効期間

ア 定期の申請による有効期間は、名簿に登録された年度の初日から2年とする。ただし、5に規定する書面の確認が受けられないときは、この限りでない。

イ 中間時の申請による有効期間は、名簿に登録された年度の初日から1年とする。

## 5 経営事項審査の有効及び納付すべき税額に未納がないことの確認

定期の申請による資格者は、2の(2)及び(9)を証する書面を市長に提出し、確認を受けなければならない。この場合において、2の(2)及び(9)を証する書面の提出は、名簿に登録された年度の2月1日から同月末日まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日法による休日を除く。）の期間とする。

## 6 資格の取消し

市長は、資格者が名簿に登録された後において、次に掲げる事項に該当するときは、その資格を取り消すものとする。

- (1) 申請書等に虚偽の記載があると認められるとき。
- (2) 5の確認を受けられないとき。

## 7 申請書等の変更の届出

資格者は、次に掲げる事項について変更が生じたときは、別に定める変更届に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称（支店、営業所等を含む。）
- (2) 所在地又は電話番号及びFAX番号（支店、営業所等を含む。）
- (3) 許可又は登録の内容、番号及び年月日
- (4) 代表者又は権限の委任を受けた支店長等
- (5) 使用印
- (6) 組織変更したとき（個人営業を法人営業に切り替えるときを含む。）
- (7) 申請者が死亡したとき。
- (8) 合併、分割、解散、営業譲渡又は廃業をしたとき。
- (9) (1)から(8)までに掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

## 8 資格者の再審査

資格者が会社更正法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けたときは、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日以降を審査基準日として再度資格審査を行うものとする。この場合において、当該決定を受けたものは、別に定める競争入札参加再資格申請書及び参加資格の確認のために必要な書類を市長に提出しなければならない。

## 9 経過措置

この告示の前日において、光市が発注する建設工事等入札参加者の資格（平成20年光市告示第3号）に基づき競争入札参加資格を有していた者は、この告示に基づく当該資格を有していたものとみなす。